

鳥取市内の禁止地域・許可地域一覧表

禁止地域			
区分	種別	名称	所在地
重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域	重要文化財	禰谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町
		仁風閣	鳥取市東町二丁目
	県指定保護文化財	聖神社本殿	鳥取市行徳
区分	路線名	区間	
道路の両側500メートル以内の地域で、当該道路から展望できる場所(当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く)	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	市内全線	
	一般国道9号<青谷羽合道路>	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先	～ 市町界(東伯郡湯梨浜町)
		※青谷町青谷字阿がき295-1地先を経る路線	
	一般国道9号<鳥取西道路>	鳥取市本高字白木東分274-5地先	～ 鳥取市嶋字四反田67-5地先
	一般国道9号<駟馳山バイパス>	鳥取市福部町湯山字法眼境992番1地先	～ 市町界(岩美郡岩美町)
	県道湯山鳥取線 	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先	～ 鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先
	県道鳥取砂丘細川線 	鳥取市福部町細川字湊726-608地先	～ 鳥取市福部町湯山字高浜2164-457地先
		鳥取市福部町細川字湊727-44地先	～ 鳥取市福部町細川字湊727-57地先
鳥取市道浜坂2号線	鳥取市浜坂字東浜1390-222地先	～ 鳥取市浜坂字柳茶屋1157-113地先	
区分	地域		
湖山池から200メートル以内の地域	鳥取市都市計画区域のうち市街化区域以外の区域		
鳥取空港から200メートル以内の地域	当該空港から展望できる場所		
許可地域			
		※用途地域が近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域と定められた地域は「第2種許可地域」、それ以外は「第1種許可地域」と区分される。	
区分	地域		
都市計画区域	鳥取市都市計画区域が定められている地域(鳥取・福部・気高・鹿野・青谷・八頭中央の都市計画区域)		
区分	路線名	区間	
道路の両側1000メートル以内の地域で、当該道路から展望できる場所	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	県内全線	
	一般国道9号<青谷羽合道路>	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先	～ 市町界(東伯郡湯梨浜町)
		※青谷町青谷字阿がき295-1地先を経る路線	
	一般国道9号<鳥取西道路>	鳥取市本高字白木東分274-5地先	～ 鳥取市嶋字四反田67-5地先
一般国道9号<駟馳山バイパス>	鳥取市福部町湯山字法眼境992番1地先	～ 市町界(岩美郡岩美町)	
道路の両側500メートル以内の地域で、当該道路から展望できる場所	一般国道9号	市町界(岩美郡岩美町)	～ 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先
	県道鳥取鹿野倉吉線 	鳥取市鹿野町河内字別所河原2711-3地先	～ 市町界(東伯郡三朝町)
	県道湯山鳥取線 	※1で掲げる区間以外の区間	
道路の両側200メートル以内の地域で、当該道路から展望できる場所	一般国道29号	鳥取市内全線	
	一般国道53号	鳥取市内全線	
	一般国道482号	鳥取市用瀬町用瀬字樋ノ口475-2地先	～ 鳥取市佐治町柘原字辰己峠385地先
	県道鳥取鹿野倉吉線 	鳥取市幸町1-6地先	～ 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2443-10地先
	県道鳥取国府岩美線 	鳥取市国府町宮ノ下1156地先	～ 鳥取市国府町雨滝字細入212-4地先
	県道郡家鹿野気高線 	鳥取市河原町袋河原字上内河原1-1地先	～ 鳥取市長谷字川向319-1地先
		鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447-10地先	～ 鳥取市気高町浜村字西浜783-1124地先
	県道鳥取河原線 	鳥取市古海字下新田30-2地先	～ 鳥取市長谷字猪ノ木370-2地先
	県道若葉台東町線 	鳥取市内全線	
	県道河原インター線	市町界(八頭郡八頭町)	～ 鳥取市河原町高福字長通り780地先
鉄道の両側200メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所	山陰本線	鳥取市内全線	
	因美線	鳥取市内全線	